

## 昭和四十一年大蔵省令第四十三号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第五項の規定に基づき、第二回特別給付金国庫債券の発行交付等に関する省令を次のように定める。

（国債の名称）

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号。以下「法」といふ。）第四条第一項の規定により発行する国債（次項に規定するものを除く。）は、第二十九回特別給付金国庫債券とする。

2 法第四条第二項の規定により発行する国債で戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）附則第七条第一項の規定に係るものについては、第十三回特別給付金国庫債券とする。

（額面金額）

第二条 第十三回特別給付金国庫債券の額面金額は、五万円とする。

2 第二十九回特別給付金国庫債券の額面金額は、五十万円、四十五万円、三十万円、二十五万円、二十万五千円、十五万円及び七万五千円とする。

（記名）

第三条 第十三回特別給付金国庫債券及び第二十九回特別給付金国庫債券には、その裏面に厚生労働大臣又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第四条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別給付金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」といふ。）の氏名（第一条の規定による記名の変更の手続がされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

（登録の禁止）

第四条 第十三回特別給付金国庫債券及び第二十九回特別給付金国庫債券は、登録することができない。

（償還金の支払）

第五条 第十三回特別給付金国庫債券及び第二十九回特別給付金国庫債券の償還金は、発行の日から五年間に均等償還の方法により毎年四月十五日に支払うものとする。

2 前項に規定する支払期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を当該支払期日とみなす。

（交付価格）

第六条 第十三回特別給付金国庫債券及び第二十九回特別給付金国庫債券の交付価格は、額面金額百円について百円とする。

（交付の通知）

第七条 財務大臣は、厚生労働大臣から第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の発行の請求を受けたときは、受取人の住所を管轄する財務局長（当該住所が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖繩総合事務局の管轄区域内であるときは沖繩総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。）をして第一号書式による交付通知書を当該受取人に交付させるものとする。

（交付の手続）

第八条 第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号。第九条第二項において「施行規則」といふ。）第二条

第一項の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定通知書（次項において「裁定通知書」といふ。）及び交付を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引換えに交付するものとする。

2 前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、裁定通知書及び交付を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入された交付通知書と引換えに交付するものとする。

（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条 法第三条第一項に規定する特別給付金を請求しようとする者は、第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するため氏名及び住所並びに当該第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」といふ。）を届け出なければならない。

2 前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

3 第一項の規定により届け出た住所を変更しようとするときは、別紙第三号書式による住所変更請求書に住所の変更の事実を証明する書類を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に届け出なければならない。

4 第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、第四号書式による償還金支払場所変更請求書に当該第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等又は変更しようとする指定日本銀行等に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条 第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の償還金は、指定日本銀行等において、支払を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

2 前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

3 指定日本銀行等は、前二項の規定により第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の償還金の支払をしようとする場合において、その支払を受けようとする者が当該第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の償還金の受領につき正当に権利を行使することができる者であるかどうかを調査することを必要と認めるときは、その者に対し、証明又は説明を求めた上支払うものとする。

（記名の変更）

第十一条 第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該第十三回特別給付金国庫債券又は第二十九回特別給付金国庫債券を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年二月一九日大蔵省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二回特別給付金国庫債券の発行交付等に関する省令の規定は、昭和四十四年十月一日以後に発行する第二回特別給付金国庫債券について適用する。

附 則 (昭和四十七年五月二三日大蔵省令第四一号)  
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二〇日大蔵省令第一四号) 抄  
この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年二月二〇日大蔵省令第六五号) 抄  
この省令は、昭和五十四年一月一日から施行し、改正後の大蔵省組織規程別表第十表東京国税

1 この省令は、昭和五十四年一月一日から施行し、改正後の大蔵省組織規程別表第十表東京国税局の部淀橋税務署の項の規定は、昭和五十三年七月一日から、同部藤沢税務署の項の規定及び厚木税務署の項の規定は、同年十一月一日から、同表仙台国税局の部の規定中將軍野青山町、將軍野桂町、將軍野堰越、將軍野向山に係る部分、寺内島屋場に係る部分及び港北新町、港北松野町に係る部分は、同年四月一日から、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島長野本町、飯島長野中町、飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島文京町に係る部分は、昭和五十三年五月一日から、同表熊本国税局の部の規定は、昭和五十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和五十四年五月二一日大蔵省令第二八号) 抄  
この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

2 改正前の第二回特別給付金国庫債券及び第六回特別給付金国庫債券の発行交付等に関する省令による第二回特別給付金国庫債券及び第六回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十六年三月二〇日大蔵省令第三三号)  
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年二月二〇日大蔵省令第六四号)  
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年八月二五日大蔵省令第四二号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年八月二九日大蔵省令第三二二号)  
この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第八回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年九月二二日大蔵省令第三六号)  
この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月一八日大蔵省令第三九号)  
この省令は、昭和六一年八月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月二五日大蔵省令第四四号)  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十一回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月二二日大蔵省令第一五号)  
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成元年一月二〇日大蔵省令第二二号)  
この省令は、平成元年二月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月六日大蔵省令第四三三号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年八月七日大蔵省令第四〇号)  
この省令は、平成三年十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十二回特別給付金国庫債券及び第十三回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月五日大蔵省令第四一号)  
この省令は、平成八年十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第十五回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月二四日大蔵省令第一七号)  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二二日大蔵省令第六九号) 抄  
この省令は、平成二十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二三年八月二七日財務省令第五三三号)  
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第十八回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年三月二八日財務省令第一八号)  
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月一五日財務省令第五七号)  
この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年九月二八日財務省令第五七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二三日財務省令第二八号)  
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十三回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一五日財務省令第四〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十五回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄  
(施行期日)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)  
(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り  
替い使用することができる。

附 則 (令和二年二月二十五日財務省令第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第六条から第十二条ま  
での改正規定、第十三条中国債の発行等に関する省令第四条第七項の改正規定及び第十四条の改  
正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されている国債(国債証券(次項に定  
めるものを除く。))又は登録国債に限る。)の手続については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の際、既に発行が開始されている次の各号に掲げる名称の  
国債の手続については、なお従前の例による。

五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交  
付等に関する省令第一条第一項の第二十八回特別給付金国庫債券及び同条第二項の第十三回特  
別給付金国庫債券

4 この省令(前条ただし書に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行の際、現に存する改正前  
の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り替い使用することができる。

附 則 (令和三年三月三十一日財務省令第二二号)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、令和三年  
十月一日から施行する。

2 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の  
発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券  
については、なお従前の例による。

第1号書式〔第7条〕

(略)

第2号書式〔第9条〕

(略)

第3号書式〔第9条〕

(略)

第4号書式〔第9条〕

(略)

第5号書式〔第11条〕

(略)